

会員研究員受入事業実施要綱

1 事業目的

本事業は、福岡アジア都市研究所（以下「研究所」という。）の賛助会員及び市職員（以下「賛助会員」と総称する。）で、当研究所における有識者ネットワーク、資料アーカイブ、研究ノウハウ等を活用しながら調査研究を行うことを希望する者を研究員として受け入れ、当該研究員が選定したテーマの調査研究を支援することにより、まちづくり等に関わる能力の向上を図り、もって人材の育成に資することを目的とする。

2 事業概要

(1) 本事業による研究員の名称

会員研究員

(2) 会員研究員の決定

賛助会員から募集し、調査研究の内容を踏まえ審査、決定

(3) 研究形態

会員研究員の受入に当たっては、調査研究の従事内容に応じ、次の2つの形態とする。

ア 専任研究

原則として1～3ヶ月の期間（断続的な受け入れも可）において当研究所において専任的に調査研究に従事するもの

イ 任意研究

年間を通じ、任意の期間、調査研究するもの

3 会員研究員の応募資格

(1) 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がない者

(2) 居住地が福岡市外にある場合は、居住地における市区町村に係る徴収金（市区町村税及び延滞金等）に滞納がない者

(3) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(4) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでない者

4 会員研究員の身分

会員研究員は、法人会員の場合は派遣元の身分で、個人又は学生会員の場合は個人の身分とする。

5 会員研究員の義務

(1) 会員研究員は、別紙確認事項を承諾の上、研究に従事し、これを遵守する。

(2) 受け入れ期間中は、原則として、研究計画書に基づき研究を行うものとし、研究成果は研究所に報告するものとする。

6 会員研究員の勤務

研究所で調査研究に従事する時間は、研究所及び会員研究員（法人会員の場合は派遣元）とで相互に協議、調整の上、決定する。

7 研究所による会員研究員に対する支援

- (1) 研究に専念させるため、研究所内に勤務場所を提供する。
- (2) 研究を支援するため、研究所の情報、ノウハウ等を提供する。
- (3) 資料購入、現地調査費など研究に必要な経費の一部を支援する。
- (4) 前三号に掲げるものを除き、研究所は研究員の調査研究に関するいかなる対価も支給しない。

8 手続き

(1) 募集

毎年、年度当初に研究所から賛助会員に通知し、募集する。

(2) 申込み

会員研究員への申込みは、別記様式の会員研究員申込書により当研究所に申し込むものとする。この場合において、法人会員の場合は、当該法人を通じて申し込む者に限るものとする。

(申込内容)

- ①氏名（生年月日）
- ②住所
- ③所属団体名
- ④研究形態
- ⑤研究テーマ (ア) 趣旨 (イ) 調査項目 (ウ) 成果概要
- ⑥研究期間（希望月）

(3) 審査・決定

提出された申込書を基に、事務局長、主任研究員による合議により審査・決定する。

(4) 決定通知

研究所から法人等に通知する。

(5) 上記手続きによらない希望者が生じた場合は、その都度、研究所内で審査し決定する。

9 その他

会員研究員の研究成果は、必要に応じ研究所が発行する研究誌等の刊行物に掲載や報告会の開催など、広く活用をはかるものとする。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式)

会員研究員 申込書

令和 年 月 日

氏 名		生年月日	
住 所			
※法人会員の場合 所属団体名 (所 属)			
※法人会員の場合 所属団体住所			
研究形態	1 専任（1か月、2か月、3ヶ月） 2 任意		
研究期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
研究テーマ			
趣 旨			
調査項目			
成果概要	1 報告書作成 2 報告会の開催 3 その他		

(別紙)

確認事項

公益財団法人福岡アジア都市研究所（以下「甲」という。）と会員研究員〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の事項を確認する。

(期間)

- 1 甲が実施する会員研究員受入事業に基づく乙の研究は、令和 年 月 日から
令和 年 月 日までとする。

(身分)

- 2 会員研究員の身分に関する事項は次に掲げるとおりとする。
(1) 乙は、個人の身分のまま研究に従事すること。
(2) 乙は、外部調査の相手方に対して、公益財団法人福岡アジア都市研究所会員研究員として身分を明示すること。
(3) 乙は、外部に対し公益財団法人福岡アジア都市研究所会員研究員の身分を明示して研究成果の公表や意見、見解の表明等を行う場合は、事前に甲の了承を得ること。

(給与・賞与)

- 3 甲は、乙に、給与・賞与は支給しない。

(旅費)

- 4 乙の出張については、専任研究の場合で甲が認めた場合に限り、甲の関係規程を適用し、甲がその費用を支給するものとする。

(交通費)

- 5 乙が甲の事務所に往復する費用は、乙の負担とする。

(従事時間)

- 6 乙が甲で調査研究に従事する場合の時間は、原則、午前9時から午後5時までの間で
予め甲の了解を得た時間とする。

(災害補償)

- 7 乙が調査研究上の災害を受けた場合および第三者に被害を与えた場合の補償については、乙が負担するものとする。ただし、専任研究の場合にあっては、甲が締結した保険の範囲内で処置するものとする。

(研究の中止)

- 8 乙が受入の趣旨に著しく反する行為があったときは、直ちに受入を中止し、賛助会員の身分を失うものとする。

上記事項について、承諾いたしました。

公益財団法人 福岡アジア都市研究所

理事長 坂井 猛 様

令和 年 月 日

会員研究員

印

会員研究員申込に関する同意書兼誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人 福岡アジア都市研究所
理事長 坂井 猛 様

住所

フリガナ

氏名

生年月日 年 月 日 生

会員研究員申込にあたり、会員研究員受入事業実施要綱第3条の規定に基づいて、下記事項について同意・誓約します。

記

- ① 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)ではありません。
暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- ② 暴力団員等に該当しないことの確認のため、申込にあたり提出された個人情報を基に福岡県警に照会を行うことに同意します。
- ③ 福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していません。
- ④ 福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)の滞納がないことの確認のため、申込にあたり提出された個人情報を基に、福岡市税担当課に照会を行うことに同意します。
- ⑤ 居住地が福岡市外の場合は、居住地における市区町村に係る徴収金(市区町村税及び延滞金等)を滞納していません。
- ⑥ 居住地が福岡市外の場合は、居住地における市区町村に係る徴収金(市区町村税及び延滞金等)の滞納がないことの証明を提出します。

《研究所確認欄》

本人確認資料	免・個カ・住カ・旅・保・その他 ()
--------	---------------------